森住環第 168 号 令和5年1月 12 日

静岡県知事 川勝 平太 様

森町長 太田 康雄森 田己 長之頃

「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書」に関する意見について(回答)

令和4年12月19日付け環生第243-3号により照会のありました表記の件について、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出いたします。



担当:森町役場 住民生活課 生活環境係

TEL:0538-85-6314 FAX:0538-85-6311

別紙

(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書に対する森町意見書

1 全般的事項

- (1)災害等により、計画に変更が生じないか随時確認すること。
- (2)近隣では、世界基準に適合した森林管理を行っている(森林認証)が、その記述がないため、森林認証の規格と計画が適合するか確認すること。
- (3)1号機から3号機の設置にあたり、行政境を工事用・管理用道路として利用するため、工事を 行う際は、土砂の流出等がないように対策を講じること。また、1号機の北側には東海自然歩 道があり、距離は離れているが、通行人の安全対策を講じること。

2 個別事項

(1)景観

ア かわせみ湖を除いては、森町内で風力発電機を視認できる可能性のある地点の調査が 行われておらず、類似した見え方の箇所も選定されていないため、新東名高速道路遠州 森町パーキングエリアや森川橋、森大橋等、森町内の地点を調査地点に追加し、フォトモ ンタージュを作成し、見え方の予測及び評価を行うこと。

イ 令和5年4月1日から森町景観条例が施行されるため、該当する行為を行う場合は同条例に基づく届出を行うこと。届出が不要な行為についても、事業に係る行為については、周囲の景観と調和するよう配慮すること。届出を行う場合は、森町役場建設課に相談すること。

(2)その他

都市計画区域外において、10,000 ㎡以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要になることから、森町企画財政課企画係に協議すること。